

徳島市立図書館ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

1 募集の目的

徳島市では、本市施設のサービス向上、施設利用の促進及び長期的に安定した財政基盤を確立するため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

2 募集の対象となる施設

- (1) 施設の名称 徳島市立図書館
- (2) 施設の所在 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル内
- (3) 施設の概要
 - ア 規模 延床面積 87,653.56㎡
(うち図書館部門 3,429.30㎡)
 - イ 設置目的 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため
 - ウ 設置内容
 - ・図書館一般室（6階 2,128.51㎡）
 - ・図書館こども室（5階 1,056.70㎡）
 - ・インフォメーション、返却ポスト（1階 25.05㎡）
 - ・閉架書庫（地下2階 219.04㎡）
 - エ 利用状況 来館者年間約458,000人（令和5年度）

3 希望するネーミング・ライツの期間及び金額

- (1) 期間 5年（ネーミング・ライツ期間開始日は、令和7年4月1日とします。）
- (2) 金額 5年で500万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）
なお、ネーミング・ライツの金額（施設命名権料）は、各年度に係る金額（総額を5で除した金額）を、各年度4月30日（当該日が金融機関の営業日外のときは翌営業日）までに納付するものとします。

4 ネーミング・ライツの内容

- (1) 企業名又は商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。
なお、条例で定める施設の正式名称の改正は行いません。
- (2) パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミング・ライツ制度への取組状況を紹介する事ができます。ただし、掲載にあたっては、事前に徳島市教育委員会事務局社会教育課まで御相談ください。
- (3) 愛称には、「図書館」又は「図書館の意味を持つ言葉」が含まれるようにしてください。
- (4) 本市は、施設利用者等に積極的に愛称の利用を呼びかけるとともに、施設紹介時には愛称を分かりやすく表示するなど、愛称が定着するように努めます。

5 愛称の内容

(1) 本市財産の公共性及び図書館としてのイメージを損なうおそれがないもので、徳島市民間広告事業実施要綱に基づく次の各号のいずれにも該当しないものとします。

ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 個人の氏名又は意見を広告しようとするもの

カ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

キ 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

ク 青少年の健全育成にとって有害であるおそれのあるもの

ケ その他社会教育施設として適当でないと認められるもの

(2) 愛称について、次のことに留意してください。

ア 契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。

イ 愛称は商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害であらそいとなった場合は、企業側ですべて負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負いません。

ウ 愛称を使用したサインについては、公共施設であることを鑑み、大きさ、色彩等を含め、優れたデザインとなるよう、御検討をお願いします。

エ サイン計画については、御検討後、本市と十分な協議をお願いします。ただし、パートナー企業の御意向はできる限り尊重します。

6 愛称使用に伴う施設命名権料以外の費用等

既存名称サインの撤去、愛称サインへの変更及び愛称サインの新設並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、パートナー企業が発注、施工し、その費用については、パートナー企業の負担とします。また、パンフレット等の記載変更にかかる費用についても、パートナー企業の負担とします。

7 募集期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月20日（金）午後5時まで（必着）

※ 期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。

8 応募資格

次の(1)から(3)の全てに該当する法人とします。

(1) 徳島市民間広告事業実施要綱に基づく次に掲げる業種、業者に該当しないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受けるもの

- イ 消費者金融に係るもの
 - ウ 賭博・ギャンブルに係るもの
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - オ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
 - カ 本市の指名停止措置等を受けているもの
 - キ その他広告主として適当でないと市長が認めるもの
- (2) 市税（法人市民税、固定資産税）に滞納がないこと
 - (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

9 申込方法

別紙申請書（様式1）、誓約書（様式2）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類を添えて社会教育課に提出してください。

- ※ 正本1部、副本6部（コピー可）を提出してください。
- ※ 応募に係る費用は、応募企業の負担とします。
- ※ 提出された書類は返却しません。
- ※ 本市情報公開条例の対象文書となります。（添付書類(1)、(2)、(5)は除きます。）

○ 添付書類

- (1) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書）で3か月以内に発行されたもの
- (2) 企業の概要及び過去3か年の決算報告書（任意様式）
- (3) 愛称の設定理由（任意様式）
- (4) 地域振興の実績及び今後の計画等（任意様式）
- (5) 納税証明書（法人市民税及び固定資産税・直近2か年・コピー可）

10 パートナー企業候補の選定方法

本市が設置する選定委員会において、愛称、応募金額・期間等について、応募資料等に基づき、総合的に判断し、パートナー企業候補を選定します。なお、選定委員会は非公開で行います。

11 選定結果の通知及び公表

選定後、速やかにパートナー企業候補と協議を行い、契約を締結します。

契約締結後は、次の事項について、市ホームページで公表するとともに、全ての応募者に対し、文書により選定結果（応募者の平均評価点と候補者の平均評価点）を通知します。

- (1) パートナー企業名、代表者名、所在地
- (2) ネーミング・ライセンス期間
- (3) ネーミング・ライセンス金額（施設命名権料）
- (4) 施設の愛称

12 原状回復

契約期間が終了する時は、設置した愛称表示サイン等を撤去し、原状回復していただきます。

13 問い合わせ及び申込書提出先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市教育委員会社会教育課 管理係

電話 088-621-5566 ファックス 088-624-2577

Eメール shakai_kyoiku@city-tokushima.i-tokushima.jp

(様式2)

誓約書

徳島市立図書館ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 徳島市立図書館ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項の「8応募資格」に該当する企業又は団体であること。
- 2 契約期間中は、施設命名権料を遅滞なく納付すること。
- 3 申込時に提出した書類に記載の事項については、虚偽がないこと。

令和 年 月 日

徳島市長殿

所在地
企業・団体名
代表者名

印